

令和4年度 あさぎり町議会第9回会議会議録（第20号）						
招集年月日	令和4年12月20日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	令和4年12月20日 午前10時24分			副議長	森岡 勉
	散会	令和4年12月20日 午前11時13分			副議長	森岡 勉
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 13名 欠席 1名 ○出席 △欠席 ×不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	小谷 節雄	○	8	山口 和幸	○
	2	岩本 恭典	○	9	永井 英治	○
	3	難波 文美	○	10	皆越 てる子	○
	4	加賀山 瑞津子	○	11	小見田 和行	○
	5	橋本 誠	○	12	溝口 峰男	○
	6	小出 高明	○	13	森岡 勉	○
7	豊永 喜一	○	14	徳永 正道	△	
議事録署名議員	4番 加賀山 瑞津子 5番 橋本 誠					
出席した議会書記	事務局長 山本 祐二 事務局書記 丸山 修一					
地方自治法第121 条により説明のため 出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

議事日程（第20号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 発議第 9号 議会と執行部との信頼関係の構築を図るための決議について
日程第 3 発議第10号 あさぎり町議会議員及び町長等のハラスメントの防止に関する条例の制定について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 発議第 9号 議会と執行部との信頼関係の構築を図るための決議について
日程第 3 発議第10号 あさぎり町議会議員及び町長等のハラスメントの防止に関する条例の制定について
-

午前10時24分 開 会

●議会事務局長（山本 祐二君） ご起立ください。礼。おはようございます。着席ください。

◎副議長（森岡 勉君） 徳永議長より欠席届が出ておりますので、地方自治法第106条の第1項により、私が議長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

◎副議長（森岡 勉君） ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、令和4年度あさぎり町議会第9回会議を開催します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

◎副議長（森岡 勉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本会議の会議録署名議員は会議規則第124条の規定によって、4番、加賀山瑞津子議員、5番、橋本誠議員を指名します。

日程第2 発議第9号

◎副議長（森岡 勉君） 日程第2、発議第9号、議会と執行部との信頼関係の構築を図るための決議についてを議題とします。本案について、提出者の趣旨説明を求めます。12番、溝口峰男議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） おはようございます。それでは発議第9号、令和4年12月20日、あさぎり町議会議長徳永正道様。提出者、あさぎり町議会議員溝口峰男、賛成者、あさぎり町議会議員永井英治。議会と執行部との信頼関係の構築を図るための決議について、上記の議案を別紙のとおり、会議規則第10条第2項の規定により提出いたします。それでは説明をさせていただきます。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、厚生文教常任委員会及び全員協議会で、執行部、生活福祉課長等の説明、答弁の中に県のアドバイス、助言、指導等があったとの発言を下記に述べさせていただきます。1、8月25日常任委員会、1回。①3年度の実績報告の際、熊本県健康福祉部子ども障害福祉局子ども未来課、以下、県と申し上げます。のほうから指摘がありまして、条例を遡及して

おくことで学童クラブの運営自体はできるという状態をつくる必要があるのではないかという、御指摘もあり令和2年まで遡って遡及する条例の改正を行うということでございます。2、8月31日全員協議会、5回発言がっております。①県から今回御指摘をいただいた時にこのままでは返還という形になるので、それを避けるということで条例を遡って適用していただければ返還等は求めないというところまで情報をいただいているところです。3、9月8日常任委員会、1回発言です。委員の質問、遡及した自治体が2つ紹介してあるがあさぎり町と同じような形での遡及ですか。答弁では、行った理由については詳細に把握しておりませんが、みなし支援員を認めることについて遡及をされておりますので理由的には同じ状態ではないかと思っております。委員の質問、遡及した2つの自治体、栃木県塩屋町、島根県奥出雲町の理由を調査した結果、あさぎり町と同じような補助金の返還とか、そういうことがあって変更したわけでは全くありません。議論をする中でこういうふうに紹介されると、あさぎり町と同じような補助金の返還とか、そういうことがあって遡及しましたよ。そういうような説明に聞こえるわけです。そういう紹介の仕方は好ましくない。答弁、遡及をした自治体があるのかということで調査をいたしました。その理由については確認をとることを行っていなかったところではございます。誤解を招くと言われれば、確かにそのようなですね、遡及をした内容的な部分が違うと言われる部分もちろんあると思いますので、あくまでも遡及をしたというところで、提示をしたということです。①県からの御助言もいただいた中で遡及をして条例を改正すれば、補助金この返還というものはなくなりますよ。ということで御助言をいただきましたので、その御助言をいただいてから、その条例を遡及しての施行ということに初めて思いが至ったということでございます。4、9月27日全員協議会、2回発言です。①県にもですね、いろいろと協議をさせていただいた中で学童クラブが補助金を返還することを回避できる方法はないかというところで協議をさせていただく中で、遡及して条例を改正すれば学童クラブからの返還はなくなるということでの御指導をいただきましたので、今回ですね、このようにして返還を回避するための御提案をしているというところでございます。これからは熊本県に問合せた結果です。○熊本県健康福祉部子ども障害福祉局子ども未来課に県からの指導があったことの実を確認したところ、11月25日に課長から次の内容の回答を文書でいただきました。町担当課からの質問に対し、みなし支援員の配置を認める条例基準が定められていない限り、省令基準どおりの取扱いになることを説明しました。その際に条例の遡及適用に関する質問があり、県法制所管課にも確認の上、国民に不利益な定めを遡及することは出来ないが、相手方に利益をもたらす規定については、遡及適用も必要に応じ許される場合があること、遡及適用認めるか否かについては各自治体及び町議会の判断によるものであることをお伝えいたしております。○2つ目の質問、県にいたしております。熊本県健康福祉部子ども障害福祉局子ども未来課に県からの助言、アドバイスがあった事の実を確認したところ、12月の13日に課長から次の内容の回答を文書で戴きました。町担当者とのやりとりについては、11月25日付け事務連絡で回答したとおりです。条例の改正及び遡及適用を認めるか否かは、自治体及び議会の判断によるものであり、県としては例示を示しただけと認識しております。熊本県健康福祉部子ども障害福祉局子ども未来課課長の回答から、これまでの生活福祉課長等は、県の助言、アドバイス、指導の言葉を使用し、議員の考えを町の方針に同調、また誘導してきたことは明らかであり、議会に不明確な説明、答弁をすることはあってはならないことです。

また2つの自治体の事例を挙げ、あたかもあさぎり町と同じ形での遡及をしたかの事例として紹介したことは、公務員としてあるべき姿ではありません。あわせて町長は、県と生活福祉課とは電話でのやりとりでの解釈の違いから来たものと答弁されましたが、町の方針に合わせるように解釈し説明する体制に体質になっていることは、町民不在の行政運営がなされているほかなりません。記。このようなことが続けば執行部との信頼関係は築けず、ますます議会と執行部との距離は縮まらない状態が続くことが懸念されます。新たな年を迎える時に、この時に執行部と議会が町民の福祉向上という共通の大目的に向かって邁進するため、
1・議会との信頼関係の構築を図ること。2・議会への不明確な説明、答弁に対し、町長としての責任を明確にされること。上記決議する。令和4年12月20日、あさぎり町議会。

◎副議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番、岩本議員。

○議員（2番 岩本 恭典君） はい。2番岩本です。先ほど全協を行ってですね、公式の県の公式の文書を拝見いたしました。その中でですね、県から質問の、こちらからの質問の中で条例の一部改正等、施行期日を令和2年4月1日に遡及することで、補助金の返還をしなくてもよいとの指導があったと担当課から説明を受けましたが事実でしょうかという中の回答で、先ほど言われた担当課から質問に対しみなし支援の配置を認める条例基準が定められていない限り、省令基準どおりの取扱いになることを説明しました。これは多分、みなし条例基準が定めてないので、違反してますよということだと思います。その際に、条例の遡及適用に関する質問があり、これが多分担当課のほうから県のほうに実はどういう事をしたらいいのかという質問があったと。これは電話ですのではっきり分かりませんが、県法制課へ法制所管課の確認の上、国民に不利益な定めを遡及することは出来ないが、相手方に利益をもたらす規定については、遡及適用も必要に応じ許される場合があること。遡及適用認めるか否かは、各自自治体及び町議会の判断によるものであることをお伝えしておりますという回答があったんですが、私この文章を見た時に、例えば私がこれを県にもしも相談して、県からこういう回答があった場合に、これは、私はそのアドバイス、県からのアドバイス、指導じゃないと思いますけど、アドバイスでこういうことがありますよということじゃないかなと考えます。その場合に県の回答としては、例示を示しただけと書いてありますが、普通考えた場合にこれは県からの、言わば、ある意味アドバイスがあって、議会で遡及を認めてもらえば大丈夫なんだっていう、私はそういう判断をした。ですね。従ってこのことに関して、溝口議員がこれを見た場合に、率直にどうお感じに、回答がもしもあった場合ですね。感じられるのか、それが1点。もう一つは、この今回の放課後児童クラブの最大のミスは、結局、県からの問合せをするときに電話であったと、口頭で話し合ったと。これが1番問題だと私は思ってます。これをちゃんと文書で質問を出して、公式な公文書として質問を回答されて、そういうことがされたならば、このことは後に、例えば委員会とか、そういう全協の中でその文章を示して、担当課のほうでこういう答えが回答があったけれど、どうでしょうかというこちらの考え方としてはこう考えてますけどということで私は回答するのが本当だったんだ、そういう語るべきだったんだと思ってるので、その点について、もう一つ伺います。

◎副議長（森岡 勉君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） すいません。第1点目ですが、この県の回答についての捉え方です。私も、私自身も考えますが、行政、上位団体、上位ですね国にしても県にしてもそうですが、指導とかあるいは間違っただけであるなら指導というのがあるかと思えますけれども、今回の件についての助言アドバイスを具体的に生活福祉課は述べておりますが、これが本当に県がそのようなアドバイス助言をしたのかということはどうしても私はなんて言いますかね、言ってないようなここまで具体的に県が言うはずはないという、疑問点がありました。ですから問合せをしました。問合せた結果がこういう形で文書で返ってきたわけですが、先ほどから述べております議事録を県にも送りました。そしたらやはり同じようなことで、具体的にもう述べているんですよ。生活福祉課は。しかし県はそのようなことは一切ございません。そういうことを私どもからはするようなことは一切ございませんという回答も別個いただきました。やはり県というのは、そういう事はなくして各それぞれの自治体で判断をしてください。ただ例を示したということが一つありますが、例を示されたのは、私は厚生労働省が発表している各全国での実態、遡及した実態というのが、もう数字で出ております。やはり放課後児童支援員の配置及び数に関する内容ですね。それとあわせて、今回問題になってる、認定資格研修終了予定の経過措置延長。こういったことはもう事前にもう、それぞれの自治体がやっております。全国の調査を見ると1,629か所の自治体が条例改正をしております。これを示して、このようにしてるところがありますよということを、県は指示をした。指示をしたといいますか例示をしたというふうに私は受け止めております。ですからあまり生活福祉課が具体的な話をしたことについては、少し何て言いますかね、一線を越えた答弁であったり、説明であったんだというふうに私は受け止めております。それから、2点目の問合せの内容ですが、確かに今言われたように解釈の問題とかいうような話が町長の答弁からあっておりますが、本当にこういう重大な事案については、直接会ってこちらから出向いていってもですね、私は意見を調整するなり、するべきではなかったのかなと。町長の答弁の中にもありましたが、電話での今まで向こうから出向いて来てのこういった問題についてもなかったということもありましたが、これをいい機会にしてこういう重大な案件については、直接担当職員、県の上部等の職員との対話の中で、そして1人でなくて、当然もう2人入るわけですから、そういう中でちゃんとした回答をいただくのがよかったのではないのかなと。そうするとこういった誤解も生まれなくて済んだのではないのかなというふうに私自身は今考えております。

◎副議長（森岡 勉君） 2番、岩本議員。

○議員（2番 岩本 恭典君） すいません。あともう1点、御質問、御質問、質問させていただきます。この中で決議の際、1番の議会との信頼関係の構築を図ることと、謳ってありますけど、これがですねちょっと私漠然として、どのようなもんかなというのがあるんですよ。それで今回の場合ですね、例えば先ほど私が言ったように例えば県とか上位組織に対してですねそういうアドバイスとか相談、指導も含めてやる場合には、ちゃんと公文書で送って公文書によって回答してもらおうっていう事が、この1番ほど言いたい部分じゃないかなって思ってるもんですから、この議会との信頼関係の構築を図ることっていうたら、もう幾らでもこの何ていうかな広がるっていうか、それはどういう理由であっても言えるもんで、今回の場合に関して私は、そういう文言のほうがいいんじゃないかなと思ってますけど、議員はその辺はどのようにお考えでし

ようか。

◎副議長(森岡 勉君) はい。溝口委員。

○議員(12番 溝口 峰男君) はい。当初の質問については、これは行政内部の問題だと私は思っております。今回、あえて議会との信頼関係のことを書きましたのは、やはり今までの説明と県の説明というか回答の食い違い、これで非常に議員の考え方も変わってきた。私はそういうふうにつけておまして、やっぱりそういった自分たちの都合のいいような解釈をして議会議員あるいはそれぞれの考え方をですね、誘導するようなことではあってはならないというふうに思います。でないと、判断が狂ってしまいます。基本的に執行部の説明、答弁というのは、我々はやっぱり信頼をして、そしてその上において判断をしていくべきであり、今までもそうしてきたのではないのかなと。その信頼関係が崩れてしまいますと、我々は何を根拠に判断すればいいのかというふうになります。ですから、一つ一つを疑ってですね、職員の答弁や説明あるいは町長の説明にしても、疑って判断をするようなことであつたら、これはまた大きな問題になるんで。あくまでもやっぱり執行部は、正確なことを議会に説明なり答弁をした上において、その上において議会は判断してくださいということが、私は前提でないといけないんじゃないかなというふうに思いますんで、今回それが私は崩れたというふうに思います。ですから、こういうことがもう二度とあって欲しくない。そういう意味合いを持って、やっぱり執行部には改めてほしい。でないと、議会との関係というのはいまきませんというふうに私は考えておりますんで、ここはあくまでも執行部内の問題じゃなくして議会と執行部の関係という捉え方で、1番目については書かせていただいております。

◎副議長(森岡 勉君) 11番、小見田議員。

○議員(11番 小見田 和行君) 11番です。1点お尋ねしたいと思います。議員におかれましてはこの件につきましていろいろ県について県に向けて質問されて、その回答をいただいたということで我々にお示しいただきました。その中でですね、我々もいろいろ、その後活動を行ったわけですけど、この県の回答とですね、執行部が説明していた抱いた真意というのは、我々にとってはそんなに相違があつたものであつたとは受け止めておりません。今回、今回の決議につきましても、これはもう将来に向けて、執行部と議会とのですね信頼関係の構築を図るということは非常に我々も賛同することではございますけど、やはり執行部との関係を持つ以上はですね、やはりその辺のところ、今回のようなですね不明確なというふうな表現でとどめてはありますけど、この辺のところも今後なきようにですね、決議というのを注意して行うべきだと思います。1点。1番最後にありますけど記の1番下ですね、議会の不明確な説明答弁に対し町長としての責任を明確にされること、と記載してございます。これにつきましてもさっき言いましたように我々としては説明が虚偽ではなし、不明確と言えば不明確。その受け方次第でそういう感じがあるんですけど、責任を明確にするということはこの件につきましてはですね町長も事務のミスということでも減給をされてですね、その辺のところを認めてございますので、これ以上町長にこの辺についての責任を明確にすることということについて、具体的にどういうことを提出者は考えておられるのか、それについて伺いたいと思います。

◎副議長(森岡 勉君) 溝口議員。

○議員(12番 溝口 峰男君) はい。前回の町長の減給処分については、事務的なミスで自ら責任をとら

れました。今回につきましては、説明に対して、答弁に対して事実でない。不明確といいますか。県が指導したって言っていますが、県はそのようなことは言ってない。そういうふうな形での答弁であったり、説明であったりしておりますので、この点についてはやはり執行部自ら、職員だけでなくしてですね、説明したのはもう大半は課長であったり課長補佐でありますけれども、しかしそれを指導するのはやはり町長でありますから、やはり私からすると職員でなくして、やっぱり最高責任者がこの説明責任に対しての今回のですね、それについては責任を果たしていただきたい。それについてはこちらから減給をなさいますとか、あるいはそういうことを言うつもりではありませんので、自ら判断をしてやってください。そういう、それがどういう形になるか我々まだ想像つきませんが、しかしこれは重要な議会に対しての明確な説明答弁で、重要な本当にこれは根幹の問題でありますので、そこの辺はしっかりと責任を果たしていただきたいなど。そういう思いで、今回、二つ目については書かせていただいております。自ら判断していただければいいんじゃないのかなと思っております。

◎副議長（森岡 勉君） 11番、小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 町長御自身がですね、不明確な説明をしなかったという認識であるならばこの責任のとり方というのもですね、取る必要はないというふうにお考えもあろうと思うんですよ。その場合に対しては提案者はどのようにお考えでしょうか。それがなかった場合にはこの責任のとり方について非常に選択肢というのは非常に難しい部分が発生すると思えますけど、それにつきましてはいかがお考えでしょうか。

◎副議長（森岡 勉君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） はい。課長あるいは課長補佐、それぞれ常任委員会であったり全協あたりに来て当然町長も出席、全協あたりには来て出席して、今回の問題については説明あるいは答弁しております。当然課長が主になって答弁しましたがその答弁については十分なその打合せの上の町長とですね、その上における答弁であったり説明であるというふうには私どもは受け止めております。私は当然町長も同席しておりますから、そうでなかったらその場で町長自ら発言を撤回するなり、注意をするなりでありましょうけれども、そういう場面は1回もありませんでした。やはり当然、町長も課長等の発言については認識をされていたというふうには私は思っておりますから、その辺あたりはしっかりと責任を果たしていただきたいというふうに思っております。

◎副議長（森岡 勉君） ほかに。3番、難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） はい。提出者のほうからですね詳しい内容を伺ったところでもありますし、全協でも質問いたしました。県に対して質問をされております四つの質問について回答がまいりましたが、三つ目と四つ目のですね、回答が町の所管課に問合せをという回答が来ております。これは県に聞かれても、こういうことは町でやりなさいという意味だと私は解釈をしておるところでございますが、提案者は提出者はこれを受け取られたときにですねこの回答を見て、どのような感想をお持ちになったのかというところをちょっと伺いたいのと、あとアドバイスという言葉が出てきておりますが、英語ではですね、アドバイスっていうのはもう助言、忠告、勧告という意味なんです。ただ、私たちは和製語を日本人は使っ

ておりますので普段にですね、アドバイスという時にはそれを日本語に直せば大体、御指導とかですね、御助言というふうに訳したりするわけでございます。で、今回執行部の回答、委員会での回答内容もしっかりとここに書いてありますが、どうしても現代的なですね、感覚で申しますとお話をしている中で、助言、アドバイス、こういうことは頻繁に使うわけでございます。内容に関しましても、県が言っていることと、この執行部から私たちが耳にした言葉というのは、本当に言葉の言葉の使い方は違ったとしても、内容としましては、住民福祉の向上を目指しているということは間違いのないというふうに受け止めることが私は個人的に出来ましたので、そのこのところ提出者のお考えを聞きたいと思いますが。

◎副議長（森岡 勉君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） はい。県に問合せしております4項目ありますが、1項目だけ、回答いただきました。2、3、4については当然ですね担当であります未来課の担当所管からの回答は得られなかった。それはもう当然、所管課外でありますからそういう回答が返ってくるということは承知の上で、あえて質問を問いかけたところですよ。あとは、2番目、3番目、4番目、4番目について、どのようにしたかということを一言だけ申し上げておきますが、2番目についてはうちの生活福祉課に確認をしていただきました。それから3番目については、総務課に確認をしていただきました。それから4番目については、県の議会事務局に確認をしていただきました。それぞれに回答をいただいております。先ほどの2番目のアドバイスの問題ですが、私は英語得意じゃありませんので、今言われたように助言であったり指導であったりということが含まれているというようなお話です。そうであるならばこそ、今回の問題についてはこの県からの指導であったりアドバイスであったりとか、助言であったりというのがもう頻繁に生活福祉課から説明がっております。ですから前回のですね、条例の改正の質疑の中でやっぱり県の指導があつてんだから条例の遡及をしてもいいんじゃないのか、というような質疑あったり、賛成討論の中にも出てきましたが、やはり一方では、県とすればそういう指導とか発言はしておりませんということでもあります。今回このように影響しておりますので、非常に受け止め方からするとですね。間違つたような説明をされてきたんじゃないのかなというふうに重く私は受け止めております。

◎副議長（森岡 勉君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎副議長（森岡 勉君） 質疑なしと認めますこれで質疑を終わります。溝口議員は、自席へお戻りください。これから討論を行います。討論ありませんか。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎副議長（森岡 勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、発議第9号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎副議長（森岡 勉君） 着席ください。起立多数です。したがって、発議第9号は原案のとおり可決されました。

日程第3 発議第10号

◎副議長（森岡 勉君） 日程第3、発議第10号、あさぎり町議会議員及び町長等のハラスメントの防止に関する条例の制定についてを議題とします。本案については、提案者の説明を求めます。8番、山口議員。

○議員（8番 山口 和幸君） それではあさぎり町議会議員及び町長等のハラスメントの防止に関する条例について説明を申し上げます。発議第10号、令和4年12月20日、あさぎり町議会議長徳永正道様。提出者、あさぎり町議会議員、山口和幸。賛成者、あさぎり町議会議員、小見田和行。あさぎり町議会議員及び町長等のハラスメントの防止等防止に関する条例の制定について、上記の議案を別紙のとおり、会議規則第10条第2項の規定により提出をいたします。最近の報道関係を見ておりますと、このハラスメントに関する記事等が多く出てまいります。大変憂慮することであるというふうに感じております。その下にありまして、実はあさぎり町におきましても職員が職務を遂行する上で出来ない環境に置かれていると。このような事態があることについてあさぎり町議会においても承知しておいていただきたいと旨の要望が議長宛てに提出をされております。職員の皆さんが仕事をしていく上でその環境が侵されていくということは大変心配をいたしております。そういう中でやはり私たち議会議員もこういうハラスメントは、やはり相手方の基本的な人権を損なう。あるいは尊厳を傷つける。そして心身に被害を与える、大きな人権侵害になるというようなことを認識しておるところでありますので、議会運営委員会の中でもいろいろ議論をさせていただきました。そういう意味ではやはり皆さん方の意見を一致したということで、今回、議会運営委員の委員長、副委員長で、今回提出者、賛成者にならせていただきました。そこで条例の説明をさせていただきますが、前文で、ハラスメントはそれを行うものの認識の有無にかかわらず相手方の基本的人権を損ない、尊厳を傷つけ、心身に被害を与える人権侵害です。また、町議会議員以下議員という、並びに町長、副町長及び教育長以下は町長等という、におけるハラスメントが町民サービスを低下させることは言うまでもありませんが、その事実が明らかになったときは、町民の信頼の喪失のみならず、社会的信用の失墜につながる恐れがあります。よって、議員をはじめとする町長等は、ハラスメントがあったのではないかと疑いを持たれるような行為を起こさない。さらにハラスメントを絶対に許さないという、強い認識の下、職員及び職責にかかわらず、相互に人格を尊重し、信頼し合うことで、それぞれの能力を十分発揮させることができる環境を確保するとともに、ハラスメントの防止及び根絶に努め、町民から信頼される町政運営を目指すことを決意し、この条例を制定します。目的はこちらに記載のとおりでございますが、第1条で、この条例は、ハラスメントの防止及び排除のための措置、ハラスメントの被害者への配慮並びにハラスメントに起因する問題の適切な対応を行うことにより、全ての職員が個人としての尊厳を尊重され、快適に働くことができる職場環境を確立することを目的とするということでございます。定義につきましては、用語の定義等々は1番から9番まで定義をしているところであります。次に町長等及び議員の責務というところで第3条でございますが、町長及び議長は、職員がその能力を十分に発揮できるような勤務状況を確保するため、ハラスメントの防止及び排除並びに被害者への配慮に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合は、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならないということで、2番目から4番目に記載のとおりでございます。それから研修等におきましては第5条で定義していた、おりますとおり、町長議長は、ハラスメントの防止を図るため、職員及び議員に対し、必要な研修等を実施しなければならないと記載しております。それと相談

窓口の設置でございますが、第6条で、町長は、職員からの相談苦情を受け、事実関係を調査し、必要な措置を行うため、総務課にハラスメント相談窓口を設置する。それから相談員の選任でございますが、町長及び議長は、相談苦情を受けるもの以下相談員として、ハラスメントに関して見識のある職員から5名を選任する。この場合において、2名以上の女性を含めるものとする規定をいたしております。それから第9条におきましてハラスメントに関する苦情を調査審議するために公平な処理に当たるための調査委員会を設置するということで、2番目から7番目までに規定をいたしているところでございます。それから対応措置ということで、第10条でございますが、町長及び議長は事実関係に公正な調査により、ハラスメントの事案が確認された場合は、次に定める内容を行うということで、町長とまた議員は公表をするということであり、それからプライバシーの保護につきましては、第11条で、職員相談員及び委員会の委員は、相談苦情に係る職員及び当事者のプライバシーに十分配慮し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とするということでございます。さらに、この条例は公布の日から施行する。というふうに決めておるところでございます。以上、趣旨説明を含めての説明を終わらせていただきます。

◎副議長（森岡 勉君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。4番、加賀山議員。

○議員（4番 加賀山 瑞津子さん） 4番加賀山です。今、見たときに前文の全の字がちょっと修正が必要かなと思いましたが、御確認いただければと思います。はい。で、今回の発議では、議員と町長からの職員へのハラスメントの防止に関する条例の制定となっております。全協でもお尋ねいたしましたが、条文の中に、議員間を入れることについて、どうお考えでしょうかお尋ねいたします。

◎副議長（森岡 勉君） 山口議員。

○議員（8番 山口 和幸君） はい。議員間の問題等々ほかにも、やはりこのハラスメントに関することをこれ以上にといいますか、そういったことを考えていくべきところに来ているというふうに思っております。それで、そういったところをそれぞれの機関で、もう少し議論をするならば条例の一部改正も将来的にありうと思いますし、ましてやしなければならぬというふうに思っております。さらには規定等はそれぞれ作りますけれども、規定要綱ですよ。そちらにつきましても、やはり議決案件ではなくてもですね、議会全体で議論をして運用がしやすい規則等を定めていくと。いうふうになろうと思っておりますので、まずここからスタートというふうに理解をしているところであります。以上です。

◎副議長（森岡 勉君） 4番、加賀山議員。

○議員（4番 加賀山 瑞津子さん） はい。全国の議員へのハラスメントのアンケートの中でも、女性議員に対してのパワハラやセクハラなどの問題や先ほど山口さんのほうからも出ましたけど県内でも12月に入り、議員の不適切な要望や暴言など2件の問題も上がっているところではございます。今回は、議員のハラスメントに対する在り方を示す第一歩だと私も思っております。確認ですがこの条例をベースに議会内で内容をしっかり協議しながら今後議員間という内容についての追加も考えていくということで解釈してよろしいでしょうか。

◎副議長（森岡 勉君） 山口議員。

○議員（8番 山口 和幸君） はい。今加賀山議員おっしゃったとおりであります。そういった、今、私たちの目の前に起こっていること等々は、大変重大なことというふうに認識しておりますので、是非ともあさぎり町の議会の中では、活性化委員会等々含めて、しっかり議論をして早い段階で一部改正ができることを望んでおります。

◎副議長（森岡 勉君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎副議長（森岡 勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。山口議員は自席へお戻りください。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎副議長（森岡 勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、発議第10号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎副議長（森岡 勉君） 起立多数です。したがって、発議第10号は原案のとおり可決されました。

◎副議長（森岡 勉君） お諮りします。本日の会議で、議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、本整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎副議長（森岡 勉君） 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定いたしました。

◎副議長（森岡 勉君） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。令和4年度あさぎり町議会第9回会議を閉会します。

●議会事務局長（山本 祐二君） 御起立ください。礼。

午前11時13分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 5 年 2 月 17 日

副議長 森岡 勉

署名議員 加賀山 瑞津子

署名議員 橋本 誠